

移動式クレーン作業計画書(例)

機種・性能	油圧式TC	機械式TC	ラフターC	車両積載型C	80 t吊
	クローラーC	加-ラ-タ-C	その他	杭内機 130t	

クレーン所有会社名	機械リース(株)	運転者名	機械 一郎	資格確認	有
-----------	----------	------	-------	------	---

*使用会社の作業責任者は、計画内容を記入したうえで運転者(オペレーター)と打合せすること。

作業予定日時	A 6月10日	B 6月11日	C 6月12日	
	8 10 12 2 4 6	8 10 12 2 4 6	8 10 12 2 4 6	8 10 12 2 4 6
使用会社名	建設(株)	建設(株)	建設(株)	
作業責任者	下請 太郎	下請 太郎	下請 太郎	
作業場所	町	町	町	
作業内容	工	工	工	
作業条件	必要な作業半径	23 m	必要な作業半径	23 m
	必要な高さ	11 m	必要な高さ	11 m
	荷の重量	4 t	荷の重量	4 t
移動式クレーンの能力	同上の作業半径時の 定格荷重	6 t	同上の作業半径時の 定格荷重	6 t
	ジブの長さ	3.7 m + 7.2 m	ジブの長さ	3.7 m + 7.2 m
玉掛ワイヤー	径	18 m/m	径	18 m/m
	長	1.2 m 2本	長	1.2 m 2本
玉掛者	玉掛 二郎	玉掛 二郎	玉掛 二郎	
合図者	合図 三郎	合図 三郎	合図 三郎	
合図の方法	手合図 無線 笛	手合図 無線 笛	手合図 無線 笛	
地形	平地 傾斜地	平地 傾斜地	平地 傾斜地	
地盤強度	堅固 普通 軟弱	堅固 普通 軟弱	堅固 普通 軟弱	
地盤養生	皿板 ガル 敷鉄板	皿板 ガル 敷鉄板	皿板 ガル 敷鉄板	
	地盤改良 良質盛土	地盤改良 良質盛土	地盤改良 良質盛土	
アウトリガー最大張出し	不可 対策	不可 対策	不可 対策	
吊荷下への立入禁止措置	バリケード ロープ 見張人 カラーコーン	バリケード ロープ 見張人 カラーコーン	バリケード ロープ 見張人 カラーコーン	
架空線接近	有 対策 見張人配置 笛で合図	有 対策 見張人配置 笛で合図	有 対策 見張人配置 笛で合図	
風の対策	作業中止基準 風力 5以上が常態時	目安の測定	吹流しの状態が水平状態	

北海道 作業所

作業所確認	
所長	担当者
石狩	上川

【運用方法】

1. 作業責任者が作成する1台ごと、使用日ごとに作成する
2. 経路は、「作業責任者」「元請」「オペレーター」「元請保管」
3. 作業計画を変更する時は、「元請担当者」に申し出るとともに、再度打合せをする

打合せ日	平成 22 年 6 月 9 日
------	-----------------

*オペレーターが確認しチェックすること

(x)チェック			オペレーター確認事項
A	B	C	
			資格・免許証は携帯しているか
			作業方法・作業内容を理解したか
			玉掛方法・合図方法を確認したか
			当該機械の能力で安全作業ができるか
			アウトリガーを最大張出しにしたか
			安全装置は正常に作動するか
			旋回範囲以内立入禁止措置はよいか

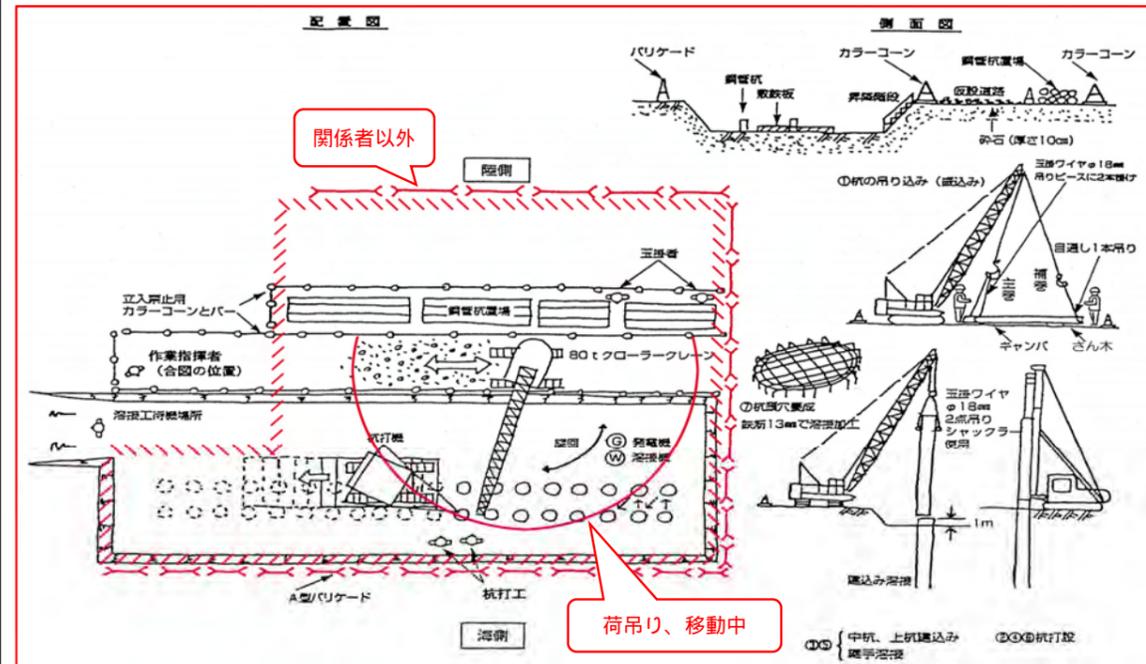
注) 別にオペレーター専用の点検表がある場合は、このチェック表は省略して下さい。

作業場所と運行経路図

クレーン設置場所、旋回範囲、立入禁止区域、架空電線、埋設物位置、荷の積み降ろし位置などを記入する。

平面図・断面図等を用いて、誘導者、合図者、作業区画などの位置を特定すること

(記入例) 鋼管杭の打設【三点支持杭打機、クローラークレーン】



(吊り荷の下への立入禁止の玉掛作業)
 ・ハッカー ・つりクランプ1個 ・一箇所つり ・結束されていない複数の荷
 ・リフティングマグネット等 ・自由落下の荷
 *作業者の頭上を通過する場合は原則禁止

周知の記録

・当作業計画書に従って作業します。< 6月 10日 >
 (署名) 下請太郎 玉掛二郎 租之田 一様
 機械一郎 合図三郎

【参考: 安全衛生法・安全衛生規則の条文の要約】

- 安衛法 第29条の2 機械が転倒するおそれのある場所、労働省令で定める場所において、作業を行うときは、元方事業者として関係請負人に対して、関係請負人が危険防止措置が適切に講じられるよう、技術上の指導をするとともに、危険防止のための必要な資材の提供や関係請負人と共同して、危険防止の措置を講じなければならない。
- 安衛則 第634条の2 前項の労働省令で定める場所とは、「機械が転倒する場所」であり対象機械は、「移動式クレーン」「基礎工事用機械」である。
- 安衛法第30条の五項 特定元方事業者は、作業の工程、作業に使用する機械・設備等の計画を作成するとともに関係請負人が作成した作業計画が、特定元方の計画と適合しているか、確認と指導をしなければならない。
- 安衛則638条の3 (機体重量3t以上の車両系建設機械、吊上げ荷重3t以上の移動式クレーン)
- 安衛則638条の4 移動式クレーンは、作業方法・転倒防止装置・作業員の配置が定められているか確認する。
- 安衛法 第20条 移動式クレーンを用いて作業を行なうときは、移動式クレーンの転倒等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、作業に係る場所の広さ、地形及び地質の状態、運搬しようとする荷の重量、使用する移動式クレーンの種類及び能力等を考慮して、作業の方法等を決め、作業の開始前に関係労働者に周知する。